

公 示 公 告

令和元年 5 月 1 4 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 平成 3 0 年司法統計年報（1 民事・行政編）ほか 7 点の製造（一部単価契約）
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「見積り合せ要領」のとおりに
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおりに

見積り合せ要領

件 名：平成30年司法統計年報（1 民事・行政編）ほか7点の
製造（一部単価契約）

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和元年5月14日に公示公告した「平成30年司法統計年報（1 民事・行政編）ほか7点の製造（一部単価契約）」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 平成30年司法統計年報（1 民事・行政編）ほか7点の製造（一部単価契約）

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり。なお、見本については次の場所で閲覧可能である。

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和元年5月28日（火）正午まで（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

3(2)と同じ場所

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

また、本件は、一部単価契約となるため、見積書の金額は、別表 No.(1)から(4)及び(a)から(b)までの総価契約分について数量に単価（小数点以下第2位まで可）を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を記載するとともに、別表 No.(5)から(8)までの単価契約分について予定数量（印刷部数に予定頁数を乗じた数量）に頁単価（小数点以下第2位まで可）を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を記載してください。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：安達）

電 話 03-3264-5864（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和元年5月23日（木）正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

(別表)

【予定総額内訳書】

(総価契約分)

No.	品 名	規格	頁数	数量	単価	金 額
(1)	平成30年司法統計年報(1民事・行政編)	A4	94頁	724部		
(2)	平成30年司法統計年報(2刑事編)	A4	164頁	724部		
(3)	平成30年司法統計年報(3家事編)	A4	96頁	748部		
(4)	平成30年司法統計年報(4少年編)	A4	86頁	756部		
(a)	PDF形式のデータ作成 ・(1)～(8)全頁 各1ファイル 計8ファイル ・(1)～(4)の概要 各1ファイル 計4ファイル ・(1)～(4)の各統計表 計315ファイル ・(4)の少年非行名分類表 計1ファイル			328ファイル		
(b)	エクセル形式のデータ作成 ・(1)～(4)の各統計表 計315ファイル			315ファイル		
小 計						

(単価契約分)

No.	品 名	規格	予定頁数	数量	単価	金 額
(5)	平成29年司法統計年報(1民事・行政編)正誤表	縦286mm ×横 197mm	20頁	724部		
(6)	平成29年司法統計年報(2刑事編)正誤表	縦286mm ×横 197mm	12頁	724部		
(7)	平成29年司法統計年報(3家事編)正誤表	縦286mm ×横 197mm	24頁	748部		
(8)	平成29年司法統計年報(4少年編)正誤表	縦286mm ×横 197mm	28頁	756部		
小 計						

合 計	
消費税及び地方消費税額(8%)	
総 計	

※上記金額には、校了した原稿の電子データ代金等を含む。

仕 様 書

品名 平成30年 司法統計年報(1民事・行政編)ほか7点の製造(一部単価契約)

(1)平成30年 司法統計年報(1 民事・行政編) (2)平成30年 司法統計年報(2 刑事編)

(3)平成30年 司法統計年報(3 家事編) (4)平成30年 司法統計年報(4 少年編)

(5)平成29年 司法統計年報(1 民事・行政編)正誤表 (6)平成29年 司法統計年報(2 刑事編)正誤表

(7)平成29年 司法統計年報(3 家事編)正誤表 (8)平成29年 司法統計年報(4 少年編)正誤表

事項	仕 様
規格	・(1)～(4) ■A4判・□A5判・□B4判・□B5判・□その他 ・(5)～(8) 縦286mm×横197mm
数量	1 冊子 部数 ・(1)及び(5) 724部 ・(2)及び(6) 724部 ・(3)及び(7) 748部 ・(4)及び(8) 756部 頁数 ((5)から(8)については予定頁数) 別表のとおり 2 校了した原稿の電子データ ・PDF形式 328ファイル ・エクセル形式 315ファイル 電子データの詳細は別紙記載のとおり
納期	冊子については2019年8月9日(金)、校了した原稿の電子データについては同年9月6日(金)
納入場所	1 冊子 ア (1)及び(5)314部, (2)及び(6)312部, (3)及び(7)327部, (4)及び(8)335部 最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号) イ (1)及び(5)410部, (2)及び(6)412部, (3)及び(7)421部, (4)及び(8)421部 最高裁判所(以下「発注者」という。)が別途指定する場所(東京23区内又はその近郊の運送会社等) なお、ア及びイの各搬入先への納入部数の内訳については、発注者の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)と受注者の協議の上、変更することができるものとする。 2 校了した原稿の電子データ 最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組版	□全て支給・■業者作成(データ支給 ■有(ワード、エクセル)・□無) 補正の必要あり
版下	■業者作成
見本原稿	■有(前回作成したもの)・□無
印刷方法	■オフセット(両面印刷) ・□ダイレクト・□フォーム・□その他()
字詰、行数及び段数	
刷色	■墨 □カラー □その他()
紙質	(1)～(4) 表紙 レザック66 四六判175.0kg 本文 クリームキンマリ A判46.5kg 見返し 再生上質紙 A判57.5kg (5)～(8) クリームキンマリ A判46.5kg
製本	(1)～(4) 無線どじ (5)～(8) スクラム製本 ・(5)から(8)の正誤表については、(1)に(5)を、(2)に(6)を、(3)に(7)を、(4)に(8)をそれぞれ差し込むこと。
校正	受注者の持参校正とする。校正回数は3校までを基準とするが、その目的に達しない場合は、この限りではない。
校正担当者	情報政策課統計情報係
備考	1 受注者は、本件印刷及び製本等作業について、この仕様書に定める事項を遵守して、製造し、納品すること。 2 用紙については、いわゆるグリーン購入法に適合し、かつ、古紙リサイクル適性ランクリストで定める、Aランクに該当する資材のみを使用して製造し、監督職員の指示する場所にその表示(リサイクル適性表示)をすること(ただし、発注者が指定した用紙がこれに該当しない場合を除く。) 3 契約締結後速やかに別紙様式第1「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を、納品時に別紙様式第2「資材確認票」を監督職員にそれぞれ提出すること。 4 2及び3のほか、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、発注者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。 5 原稿作成、校正等のスケジュールについては、監督職員と調整の上、速やかに工程表を作成して提出し、その遵守に努めること。 6 入稿から校了に至るまでの修正に関し、原稿の差替え、追加、修正等の作業については、速やかに対応すること。また、各段階の校正原稿を発注者に提出する際には、受注者は必ず複数人による内校正作業を実施し、誤字、脱字、図表等が正しく転載されているか等を確認すること。確認後は、別紙様式第3「作業報告書」を作成し、監督職員に提出すること。 7 校了した原稿の電子データは、成果物としてCD-R等の媒体により発注者に提出すること。なお、原稿の電子データの形式及び提出方法等は別紙記載のとおりとする。 8 原稿(電子データも含む)の罫線の太さ等については、発注者の指示に基づき、整えること。 9 発注者が交付するデータを受注者が使用する場合には、文字によっては異なる字体で出力されることを前提として取扱い、校正等は書面で行うことを原則とすること。 10 成果物の納品の際には、落丁、乱丁等がないことを必ず確認すること。 11 本件印刷物の著作権は発注者に帰属するものとする。 12 本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者において協議の上定めるものとする。 13 発注者に納品する際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。また、発注者が指示する場所(運送会社等)に納品する際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書及び受領書を作成の上、受領書に運送会社等の確認印を受け、当該受領書(写しても可)を冊子の納入期限(2019年8月9日(金))までに発注者の職員に提出すること。 14 入稿時期は7月上旬頃を予定している。なお、入稿時に、希望により参考として昨年の原稿の電子データを交付する。

(別表)

平成30年司法統計年報 各編ページ数一覧

事 項	組 付				裏 白			
事 件 別	民 事 ・ 行 政	刑 事	家 事	少 年	民 事 ・ 行 政	刑 事	家 事	少 年
中 扉	1	1	1	1	1	1	1	1
序	1	1	1	1	1	1	1	1
目 次	8	6	5	3	0	0	1	1
概 要	2	2	2	2	0	0	0	0
統計表見出し	1	1	1	1	0	0	0	0
統 計 表	75	146	78	68	0	1	1	0
少年非行名分類表	—	—	—	2	0	0	0	1
表紙, 見返し 等	2	2	2	2	2	2	2	2
小 計	90	159	90	80	4	5	6	6
総ページ数	94	164	96	86	—	—	—	—

平成29年司法統計年報 正誤表 各編予定ページ数一覧

事 項	組 付				裏 白			
事 件 別	民 事 ・ 行 政	刑 事	家 事	少 年	民 事 ・ 行 政	刑 事	家 事	少 年
本文	20	12	24	28	0	0	0	0
総ページ数 (予定頁数)	20	12	24	28	—	—	—	—

(別紙)

校了した原稿の電子データの形式及び提出方法等は次のとおりとする。

①PDF形式及びエクセル形式（拡張子がxlsx形式のもの）両方の形式で提出すること。

②PDF形式のデータについては、校了した原稿（正誤表も含む）を品目ごとに1つのファイルにまとめたものと概要、各統計表及び少年非行名分類表を一つずつのファイルにしたものの両方を提出すること。

また、エクセル形式のデータについては、各統計表を一つずつのファイルにしたものを提出すること。

※ 具体的な各統計表等の数は以下のとおり

(1)につき、概要1、各統計表116

(2)につき、概要1、各統計表85

(3)につき、概要1、各統計表70

(4)につき、概要1、各統計表44、少年非行名分類表1

③エクセル形式のデータは、PDF形式と同様の体裁に整え（エクセル形式のデータの完成見本は別添のとおり）、関数、結合されたセル（表題及び注釈部分並びに表頭及び表側の各文字部分を除く。）及び非表示の行、列、ワークシートがないように加工すること。また、全てのデータについて、ドキュメントの検査を行い、非表示のデータ、ドキュメント、個人情報等を削除すること。

なお、昨年分のデータについては、裁判所ウェブサイトの「司法統計」から入手可能である。

(www.courts.go.jp/app/shihotokei_jp/search)

④エクセル形式のデータについては、原稿入稿後できるだけ速やかにサンプルデータを作成し、発注者の確認を受けること。

(別添)

第 1－1 表 民事・行政事件の新受，既済，未済件

裁 判 所 年 次	総 数			訴 訟 事 件 1)			調 停 事 件			そ の 他 の 事 件		
	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済
全 裁 判 所												
昭和 24 年	336 171	330 442	76 397	50 255	43 201	45 371	44 919	45 350	13 221	240 997	241 891	17 805
25	429 853	412 603	93 587	74 215	63 006	56 573	56 300	53 390	16 061	299 338	296 207	20 953
30	827 659	820 669	166 025	158 575	148 978	107 196	78 955	77 766	23 721	590 129	593 925	35 108
35	970 134	960 975	294 957	166 518	168 720	126 499	64 936	66 231	22 530	738 680	726 024	145 928
40	1 255 547	1 249 433	345 162	176 523	172 173	126 156	52 067	52 131	20 099	1 026 957	1 025 129	198 907
45	1 231 321	1 218 286	391 857	190 916	183 417	159 710	53 377	52 455	22 028	987 028	982 414	210 119
50	1 076 665	1 088 448	344 744	165 687	168 990	147 304	45 495	45 627	18 406	865 483	873 831	179 034
55	1 469 848	1 445 279	406 077	221 393	216 126	156 798	64 868	64 084	21 371	1 183 587	1 165 069	227 908
60	2 548 584	2 531 824	642 192	380 614	383 956	191 339	89 209	108 263	25 828	2 078 761	2 039 605	425 025
平成 2 年	1 715 193	1 779 269	462 707	229 718	237 985	141 275	61 007	59 683	21 268	1 424 468	1 481 601	300 164
7	2 411 360	2 389 961	697 171	423 454	424 444	183 038	130 808	129 150	31 438	1 857 098	1 836 367	482 695
12	3 051 709	3 062 459	779 557	524 884	530 276	167 953	317 986	298 556	66 105	2 208 839	2 233 627	545 499
17	2 712 896	2 827 169	575 873	566 288	567 215	163 904	322 987	330 676	48 448	1 823 621	1 929 278	363 522
22	2 179 355	2 241 422	536 325	910 466	947 365	263 999	87 808	90 888	15 250	1 181 081	1 203 169	257 076
24	1 707 714	1 751 399	431 904	659 085	685 699	197 907	55 862	57 421	10 376	992 767	1 008 279	223 621
25	1 524 023	1 544 356	411 571	562 838	575 647	185 098	47 596	47 436	10 536	913 589	921 273	215 937
26	1 455 734	1 464 953	402 352	534 638	533 147	186 589	43 862	44 393	10 005	877 234	887 413	205 758
27	1 432 332	1 425 479	409 205	535 155	531 268	190 476	40 760	40 263	10 502	856 417	853 948	208 227
28	1 470 647	1 482 890	396 962	539 567	541 620	188 423	39 191	39 635	10 058	891 889	901 635	198 481
29	1 529 383	1 526 181	400 164	545 034	545 681	187 776	35 939	35 987	10 010	948 410	944 513	202 378
最 高 裁 判 所												
昭和 24 年	502	260	370	364	157	326	---	---	---	138	103	44
25	651	391	630	458	220	564	---	---	---	193	171	66
30	1 330	1 254	1 676	1 074	1 003	1 634	---	---	---	256	251	42
35	2 074	2 004	2 636	1 557	1 500	2 592	---	---	---	517	504	44
40	2 354	2 197	2 004	1 746	1 588	1 947	---	---	---	608	609	57
45	2 054	1 865	1 338	1 498	1 308	1 271	---	---	---	556	557	67
50	2 063	2 300	1 049	1 540	1 761	1 014	---	---	---	523	539	35
55	2 187	2 251	1 082	1 553	1 588	1 033	---	---	---	634	663	49
60	2 790	2 874	1 787	1 976	2 054	1 707	---	---	---	814	820	80
平成 2 年	3 109	3 050	1 589	2 288	2 224	1 411	---	---	---	821	826	178
7	4 219	4 051	2 288	3 027	2 854	2 057	---	---	---	1 192	1 197	231
12 2)	6 476	6 179	2 240	4 557	4 273	1 901	---	---	---	1 919	1 906	339
	(5 044)	(4 915)	(1 643)	(3 152)	(3 031)	(1 313)	---	---	---	(1 892)	(1 884)	(330)
17	7 267	7 363	1 861	5 263	5 345	1 569	---	---	---	2 004	2 018	292
	(5 354)	(5 413)	(1 263)	(3 370)	(3 415)	(974)	---	---	---	(1 984)	(1 998)	(289)
22	7 410	6 905	2 127	5 577	5 107	1 819	---	---	---	1 833	1 798	308
	(5 321)	(4 989)	(1 425)	(3 516)	(3 210)	(1 128)	---	---	---	(1 805)	(1 779)	(297)
24	8 169	8 336	2 933	6 052	6 213	2 543	---	---	---	2 117	2 123	390
	(5 868)	(5 992)	(1 919)	(3 777)	(3 898)	(1 535)	---	---	---	(2 091)	(2 094)	(384)
25	8 131	8 254	2 810	6 110	6 251	2 402	---	---	---	2 021	2 003	408
	(5 819)	(5 859)	(1 879)	(3 818)	(3 877)	(1 476)	---	---	---	(2 001)	(1 982)	(403)
26	7 626	7 946	2 490	5 564	5 888	2 078	---	---	---	2 062	2 058	412
	(5 516)	(5 728)	(1 667)	(3 482)	(3 694)	(1 264)	---	---	---	(2 034)	(2 034)	(403)
27	7 223	7 744	1 969	5 268	5 769	1 577	---	---	---	1 955	1 975	392
	(5 228)	(5 547)	(1 348)	(3 287)	(3 592)	(959)	---	---	---	(1 941)	(1 955)	(389)
28	7 096	7 395	1 670	5 203	5 543	1 237	---	---	---	1 893	1 852	433
	(5 087)	(5 254)	(1 181)	(3 221)	(3 420)	(760)	---	---	---	(1 866)	(1 834)	(421)
29	7 086	7 175	1 581	5 049	5 122	1 164	---	---	---	2 037	2 053	417
	(5 154)	(5 219)	(1 116)	(3 133)	(3 193)	(700)	---	---	---	(2 021)	(2 026)	(416)

- 1) 平成9年以前の訴訟事件の範囲は，第一審(通常訴訟，人事訴訟，手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟)，控訴，上告（特別上告を含む．），再審（訴訟）及び上告受理(飛躍上告受理及び特別上告受理を含む。)の各事件である。
平成10年以降の訴訟事件の範囲は，第一審（通常訴訟，人事訴訟，手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟（少額訴訟及び少額訴訟判決に対する異議申立てを含む．）），控訴，上告(上告受理及び特別上告を含む．)，再審(訴訟)，控訴提起，上告提起（飛躍上告提起，少額異議判決に対する特別上告提起及び特別上告提起を含む．）及び上告受理申立て（飛躍上告受理申立てを含む．）の各事件である。
- 2) 最高裁判所の平成12年以降の各欄の下端の数値は，訴訟事件の欄のものは，一つの原判決に対する上告事件と上告受理事件とを合わせて1件として計上した場合の件数を，その他の事件の欄のものは，一つの原決定に対する特別抗告事件と許可抗告事件とを合わせて1件として計上した場合の件数を，総数の欄のものは，これらを合計した件数をそれぞれ示している。

(別添)

数一全裁判所及び最高，全高等・地方・簡易裁判所

裁 判 所 年 次		総 数			訴 訟 事 件 １)			調 停 事 件			そ の 他 の 事 件		
		新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済
高 等 裁 判 所													
昭 和	24 年	4 661	3 282	3 628	3 608	2 369	3 326	23	20	11	1 030	893	291
	25	6 362	4 533	5 457	4 850	3 204	4 973	88	41	57	1 424	1 288	427
	30	14 448	13 533	10 734	9 655	8 891	9 642	169	165	119	4 624	4 477	973
	35	18 979	18 259	15 587	11 859	11 269	13 746	205	197	128	6 915	6 793	1 713
	40	18 286	18 661	16 051	11 813	12 214	14 723	183	155	124	6 290	6 292	1 204
	45	18 949	18 678	16 754	11 759	11 475	15 363	96	98	52	7 094	7 105	1 339
	50	18 395	18 171	15 692	11 766	11 613	14 549	83	89	24	6 546	6 469	1 119
	55	19 981	20 215	14 032	12 065	12 265	12 853	36	32	25	7 880	7 918	1 154
	60	21 136	21 212	13 690	13 742	13 849	12 484	28	26	14	7 366	7 337	1 192
	平成 2 年	23 184	22 767	14 032	15 673	15 369	12 413	20	16	9	7 491	7 382	1 610
平 成	7	30 212	30 552	15 253	19 286	19 544	13 519	14	14	1	10 912	10 994	1 733
	12	37 275	38 022	13 769	23 647	24 400	11 617	10	7	6	13 618	13 615	2 146
	17	39 045	39 451	11 734	23 881	24 559	9 233	5	8	－	15 159	14 884	2 501
	22	41 171	39 329	13 754	27 634	26 500	10 565	4	8	1	13 533	12 821	3 188
	24	43 564	44 066	12 167	28 221	28 641	9 693	7	6	3	15 336	15 419	2 471
	25	40 811	41 669	11 309	26 004	26 832	8 865	7	7	3	14 800	14 830	2 441
	26	39 641	39 239	11 711	24 136	24 145	8 856	7	8	2	15 498	15 086	2 853
	27	37 975	37 967	11 719	23 503	24 047	8 312	15	12	5	14 457	13 908	3 402
	28	36 295	36 936	11 078	22 457	22 838	7 931	12	11	6	13 826	14 087	3 141
	29	46 391	46 490	10 979	21 529	21 814	7 646	4	10	－	24 858	24 666	3 333
地 方 裁 判 所													
昭 和	24 年	112 592	104 513	52 473	41 086	34 171	38 141	4 620	4 784	2 107	66 886	65 558	12 225
	25	155 015	141 078	66 355	63 754	53 567	48 320	5 003	4 730	2 311	86 258	82 781	15 724
	30	262 366	263 206	97 905	65 159	62 775	68 310	9 199	9 137	4 221	188 008	191 294	25 374
	35	341 588	327 229	211 000	71 253	71 533	76 990	8 149	8 339	4 353	262 186	247 357	129 657
	40	399 879	384 508	252 779	96 547	91 496	83 510	6 036	5 973	3 326	297 296	287 039	165 943
	45	447 444	445 061	303 615	107 998	108 584	114 463	4 390	4 662	2 549	335 056	331 815	186 603
	50	430 911	438 304	270 611	95 861	97 686	108 658	2 828	3 025	1 885	332 222	337 593	160 068
	55	569 345	549 441	327 893	130 023	127 036	118 762	2 118	2 189	1 347	437 204	420 216	207 784
	60	759 728	717 780	504 885	132 430	131 371	121 211	1 624	1 701	1 005	625 674	584 708	382 669
	平成 2 年	611 466	671 753	378 903	114 402	120 030	106 113	1 867	1 943	1 228	495 197	549 780	271 562
平 成	7	868 756	848 292	565 750	155 367	157 551	118 655	1 924	2 026	1 045	711 465	688 715	446 050
	12	1 161 498	1 193 703	602 157	184 246	187 070	106 197	2 399	2 202	1 448	974 853	1 004 431	494 512
	17	954 775	1 064 387	412 038	154 380	157 071	88 314	1 599	1 562	1 129	798 796	905 754	322 596
	22	817 062	841 763	369 702	258 330	261 387	129 668	8 269	8 340	891	550 463	572 036	239 143
	24	668 883	689 125	314 316	194 100	201 921	106 277	7 228	7 283	783	467 555	479 921	207 256
	25	611 756	624 404	301 668	174 947	177 894	103 330	4 768	4 757	794	432 041	441 753	197 544
	26	580 550	589 970	292 248	167 055	166 455	103 930	3 792	3 727	859	409 703	419 788	187 459
	27	577 534	576 107	293 675	167 286	164 786	106 430	3 300	3 189	970	406 948	408 132	186 275
	28	581 470	587 203	287 942	169 920	170 577	105 773	3 471	3 486	955	408 079	413 140	181 214
	29	593 794	589 773	291 963	167 292	166 665	106 400	3 231	3 103	1 083	423 271	420 005	184 480
簡 易 裁 判 所													
昭 和	24 年	218 416	222 387	19 926	5 197	6 504	3 578	40 276	40 546	11 103	172 943	175 337	5 245
	25	267 825	266 601	21 145	5 153	6 015	2 716	51 209	48 619	13 693	211 463	211 967	4 736
	30	549 515	542 676	55 710	82 687	76 309	27 610	69 587	68 464	19 381	397 241	397 903	8 719
	35	607 493	613 483	65 734	81 849	84 418	33 171	56 582	57 695	18 049	469 062	471 370	14 514
	40	835 028	844 067	74 328	66 417	66 875	25 976	45 848	46 003	16 649	722 763	731 189	31 703
	45	762 874	752 682	70 150	69 661	62 050	28 613	48 891	47 695	19 427	644 322	642 937	22 110
	50	625 296	629 673	57 392	56 520	57 930	23 083	42 584	42 513	16 497	526 192	529 230	17 812
	55	878 335	873 372	63 070	77 752	75 237	24 150	62 714	61 863	19 999	737 869	736 272	18 921
	60	1 764 930	1 789 958	121 830	232 466	236 682	55 937	87 557	106 536	24 809	1 444 907	1 446 740	41 084
	平成 2 年	1 077 434	1 081 699	68 183	97 355	100 362	21 338	59 120	57 724	20 031	920 959	923 613	26 814
平 成	7	1 508 173	1 507 066	113 880	245 774	244 495	48 807	128 870	127 110	30 392	1 133 529	1 135 461	34 681
	12	1 846 460	1 824 555	161 391	312 434	314 533	48 238	315 577	296 347	64 651	1 218 449	1 213 675	48 502
	17	1 711 809	1 715 968	150 240	382 764	380 240	64 788	321 383	329 106	47 319	1 007 662	1 006 622	38 133
	22	1 313 712	1 353 425	150 742	618 925	654 371	121 947	79 535	82 540	14 358	615 252	616 514	14 437
	24	987 098	1 009 872	102 488	430 712	448 924	79 394	48 627	50 132	9 590	507 759	510 816	13 504
	25	863 325	870 029	95 784	355 777	364 670	70 501	42 821	42 672	9 739	464 727	462 687	15 544
	26	827 917	827 798	95 903	337 883	336 659	71 725	40 063	40 658	9 144	449 971	450 481	15 034
	27	809 600	803 661	101 842	339 098	336 666	74 157	37 445	37 062	9 527	433 057	429 933	18 158
	28	845 786	851 356	96 272	341 987	342 662	73 482	35 708	36 138	9 097	468 091	472 556	13 693
	29	882 112	882 743	95 641	351 164	352 080	72 566	32 704	32 874	8 927	498 244	497 789	14 148

(別紙様式第1)

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式(例)

御中		作成年月日： 年 月 日
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト 受注者： _____		
工程	実現	基準(要求内容)
製版	はい／いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。
印 刷	オフ セ ット	はい／いいえ ③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デ ジ タ ル	はい／いいえ ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	はい／いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面 加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本 加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(別紙様式第2)

資材確認票の様式(例)

御中				作成年月日： 年 月 日																																																																																																												
件名： _____																																																																																																																
資 材 確 認 票 (見積・変更・最終)																																																																																																																
受注者： _____																																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="2" style="text-align: center;">印刷資材</th><th style="text-align: center;">使用 有無</th><th style="text-align: center;">リサイクル 適性ランク</th><th style="text-align: center;">資材の種類</th><th style="text-align: center;">製造元・銘柄名</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">用紙</td><td>本文</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>表紙</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>見返し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>カバー</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">インキ類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">加工</td><td>製本加工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>表面加工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他加工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考	用紙	本文						表紙						見返し						カバー												インキ類																									加工	製本加工						表面加工						その他加工						その他																								
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考																																																																																																										
用紙	本文																																																																																																															
	表紙																																																																																																															
	見返し																																																																																																															
	カバー																																																																																																															
インキ類																																																																																																																
加工	製本加工																																																																																																															
	表面加工																																																																																																															
	その他加工																																																																																																															
その他																																																																																																																
↓																																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: center;">使用資材</th><th style="text-align: center;">リサイクル適性</th><th style="text-align: center;">判別</th></tr></thead><tbody><tr><td>Aランクの資材のみ使用</td><td>印刷用の紙にリサイクルできます</td><td></td></tr><tr><td>AまたはBランクの資材のみ使用</td><td>板紙にリサイクルできます</td><td></td></tr><tr><td>CまたはDランクの資材を使用</td><td>リサイクルに適さない資材を使用しています</td><td></td></tr></tbody></table>						使用資材	リサイクル適性	判別	Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます		AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます		CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています																																																																																																
使用資材	リサイクル適性	判別																																																																																																														
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます																																																																																																															
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます																																																																																																															
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています																																																																																																															

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(別紙様式第3)

監督職員

確認印

年 月 日

作業報告書

_____の第_____回校正原稿を提出するとともに、本作業における作業従事者を下記のとおり報告します。

記

○組版責任者 _____ 印

原稿受領日 年 月 日

組版作業完了日 年 月 日

内校責任者送付日 年 月 日

○内校責任者 _____ 印

内校作業完了日 年 月 日

_____ 印

内校作業完了日 年 月 日

営業担当送付日 年 月 日

(注 意)

- 各責任者は、工程ごとに日付を記入し、作業完了後は、記名押印の上、速やかに次の責任者へ原稿を送付すること。
- 校正作業上の注意として、組版責任者（オペレーターを含む。）は、元原稿又は画面上の原稿と校正原稿とが合致していることを必ず確認してから作業に入ること。
また、発注者が加えた赤字修正部分に不明な点があった場合は、速やかに監督職員に確認し、作業を継続すること。
- 内校は1 頁につき複数態勢で行い、元原稿の赤字修正以外の部分についても必ず確認すること。